

# 退職互助部のご案内

長きにわたり「これまで」互助を支えてくださった  
教職員の皆様の「これから」のために



## 退職互助部に参加するには

**加入資格** 一般組合員としての**在会期間が10年以上**ある組合員が退職したとき、退職組合員として加入できます。  
その**配偶者**も加入できます。

**加入手続** 「継続加入届」を提出し、会費を納入してください。  
会費…1人当たり**45万円(終身会費)**  
会費は「退職慰労金等給付金」から充当することができます。  
※退職日から**6か月以内**に「継続加入届」の提出及び会費の納入がないときは**加入資格を喪失**します。(「継続加入届」及び会費の納入が完了した月が加入月となります。)

**その他** 加入事務処理完了後、「退職組合員証」を発行いたします。(加入月の翌月)  
※退職互助部は、生涯にわたって支援するため原則死亡したとき又は県外転出時に退会を希望したとき以外の任意による退会はできません。

## 互助組合 支部一覧

支部名	〒	支部所在地	電話番号
賀茂	415-0035	下田市東本郷2-12-9 教育会館別館内	0558-22-2364
田方	410-2322	伊豆の国市吉田82-1 教育会館内	0558-76-8225
東豆	414-0006	伊東市松原6 24-5 教育会館内	0557-37-3136
三島	411-0841	三島市南本町14-12 せせらぎ会館内	055-981-1072
沼津	410-0806	沼津市本字丸子町752-11 教育会館内	055-964-5500
駿東	410-1114	裾野市大畑139 教育会館内	055-992-4141
富士	417-0801	富士市大淵2585-3 教育会館内	0545-35-7700
静岡	清庵事務所	424-0812 静岡市清水区小芝町3-6 おしば会館内	054-364-5436
	静岡事務所	420-0856 静岡市葵区駿府町1-12 教育会館内	054-252-3934
志太	426-0061	藤枝市田沼3-13-9 教育会館内	054-634-1160
榛原	421-0422	牧之原市静波768 教育会館内	0548-22-5519
小笠	436-0017	掛川市杉谷734-4 教育会館内	0537-24-6385
磐周	438-0077	磐田市国府台489-1 磐周教育研究所内	0538-32-5171
浜松	433-8104	浜松市中央区東三方町149-2 教育会館内	053-482-8754
湖西	431-0431	湖西市鷺津2155-5 教育会館内	053-523-6255

居住地が静岡県以外でも加入できます。その場合は、「その他支部」に所属することとなります。

その他	420-0856	静岡市葵区駿府町1-12 教育会館内	054-254-3626
おしば集中事務センター(退職互助部の「事務集中化」と「業務の効率化」を目的とした事務センターです。)			
各種請求書の提出先(郵送のみ)	424-0812	静岡市清水区小芝町3-6 おしば会館内	054-340-7020

一般財団法人 静岡県教職員互助組合

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番12号

TEL 054-254-3626 FAX 054-254-3594

URL <https://gojomaru.com>



ー 楽しく健康で充実した明日のために ー

退職互助部は、退職後の生活を応援します！

長年のご功績に心から敬意を表します。  
そして、第二の人生のスタート、お慶び申し上げます。

退職互助部について

互助組合発足当時、相互扶助の輪は教職員として採用されてから退職まででしたが、組合員から寄せられた意見要望を基に、昭和 40（1965）年、退職後まで拡大する組織として退職互助部は発足しました。

発足時は 654 人の加入者から始まり、60 年近く過ぎた現在の退職組合員数は 31,000 人を超え、多くの方の賛同を得ている組織となりました。

退職互助部は、現退一体による事業運営を基本として、現職に引き続き「経済」「健康」「生きがい」の3支援により、根幹事業である「療養費給付事業」を中心に、退職後の生活の安定と生きがいづくりのための各種事業で、老後の3大不安といわれる「お金、健康、孤独」を和らげ、皆様の生活をサポートします。

支部と地区委員について

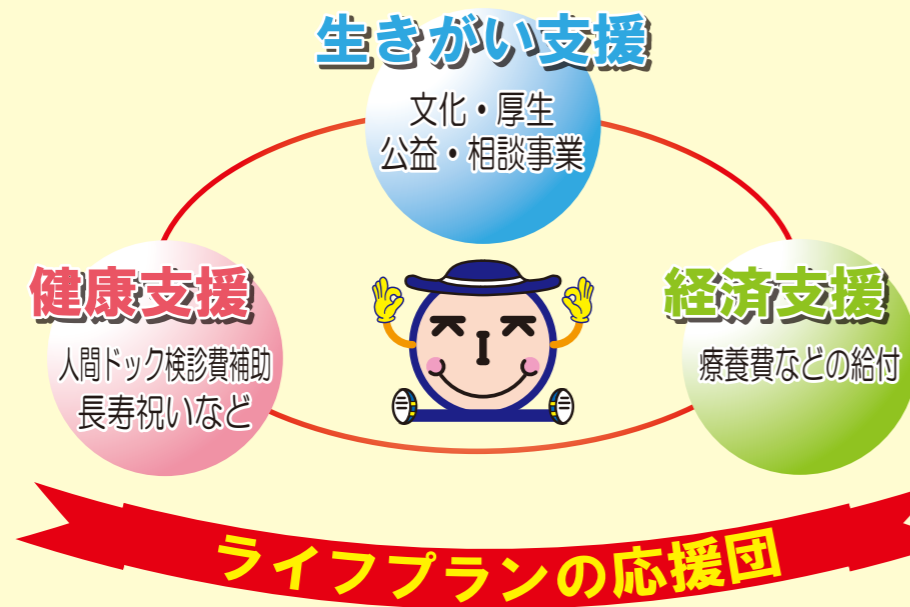
充実した支部組織は、静岡県教職員互助組合の特長です。

支部

県下に 14 の支部（裏面参照）があり、退職互助部加入後は原則として居住地のある支部に所属します。支部では、支部事業の企画運営や各種書類の受付など、地域の特性を生かしながら活動しています。

地区委員

支部の中には学区や町内単位で地区組織があります。各地区には地区委員がおり、おたよりをお届けしながら退職組合員の皆様と互助組合をつなげています。活動にご理解とご協力をお願いします。



仲間とつながり、かがやこう！

退職互助部では、現職のときと同様に互助組合が企画する様々な事業にご参加いただけます。

また、各支部で企画する支部事業も充実しています。日々の生活のうるおいのために、ぜひご参加ください。

文化・厚生事業・公益事業

リピーターが多く、大変好評いただいています。

チケットあつ旋

ディズニー・コーポレート・プログラム（パークチケット購入に使用できる利用券）  
プロ野球・歌舞伎・コンサート 等

フィールドワーク 等



フィールドワーク風景

支部事業

各支部が企画し、  
工夫を凝らした事業がもりだくさん！

研修旅行・自然散策・各種講習会（講演会・生花教室・フラワーアレンジメント・初めてのスマホ講座等）



各種趣味の会（絵画・ゴルフ・テニス・俳句・囲碁・いきいき体操教室・絵手紙等）



ボランティア活動支援事業

互助組合で傷害保険に加入し、ボランティア活動中の万一の事故に対応します。（事前申請式）  
令和5年度登録者 441 人

互助新聞の発行・ホームページ

互助新聞は、隔月（奇数月）1日発行、自宅宛郵送します。  
また、ホームページによりタイムリーに情報を提供しています。



相談事業（秘密厳守・相談料無料）

○相談センター

組合員やご家族が当面する様々な問題について相談に応じます。専門的な知識を必要とする場合は、当センターで委嘱している専門委員（弁護士・税理士・臨床心理士）を紹介します。

役に立つ  
情報が満載！



## 各種ドックで、健康管理を!

健康で充実したセカンドライフのためにご自分の身体の健康状態を知ることが大切です。退職後も定期的にドックを受けましょう。

### 人間ドック検診費補助

退職組合員が人間ドック・脳ドック・PET・専門ドックを受けたとき、**5,000円**を限度に補助します。



全年齢対象

年齢ごとの回数制限なし

### 互助割で更にお得!

組合員は、割引料金で人間ドックや脳ドックを受診できます。(実施医療機関、申込・受診期間、検査料金などは、互助組合HP〈互助割チケット等割引〉をご覧ください。)

### 長寿祝品

退職組合員が満77歳(喜寿の祝い)に達する年度に、祝品を贈呈します。



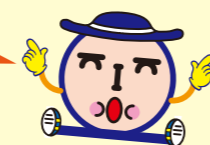
### 互助割

#### 割引施設等のご案内

##### 「組合員証」の提示でお得

レジャー施設、宿泊、冠婚葬祭、ゴルフ、美術館、博物館、カルチャースクール、医療機関(人間ドックや脳ドックなど)、旅行、介護施設、スキー場にて「退職組合員証」を提示すると、割引料金で施設等を利用することができます。

詳しくは  
ホームページ  
を見てね。



##### ごじょ丸チケットサービスでお得

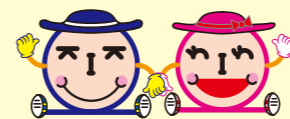
静岡県内外で開催されるコンサート、イベントのチケットが優先又は割引で購入することができます。

※ごじょ丸チケットサービスは互助組合ホームページから  で  検索

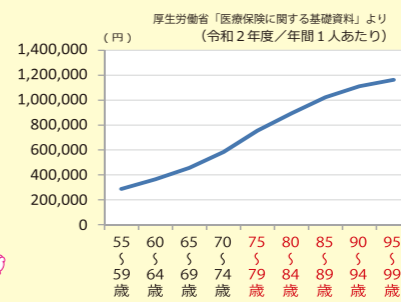


## 医療費は、歳を重ねるごとに増えていきます。

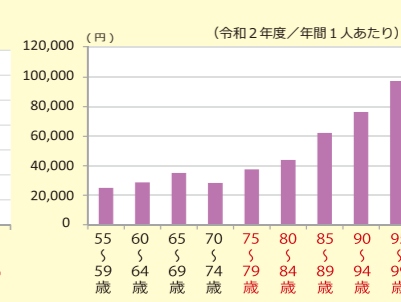
病気やけがをされた時に退職互助部療養費を給付します。いつも安心の退職互助部。組合員同士、支え合しましょう。



年齢別に見た医療費(10割)



退職互助部の給付額

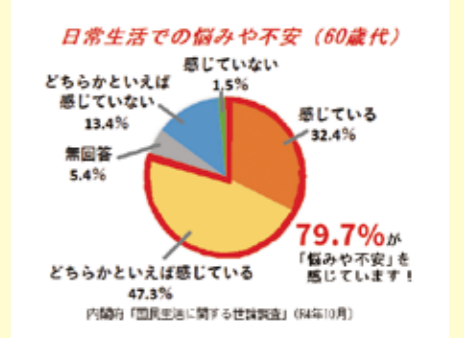


【年齢を重ねるにつれて、医療費は増えていきます。】

【退職互助部の療養費給付額も年齢を重ねるごとに増加します。】

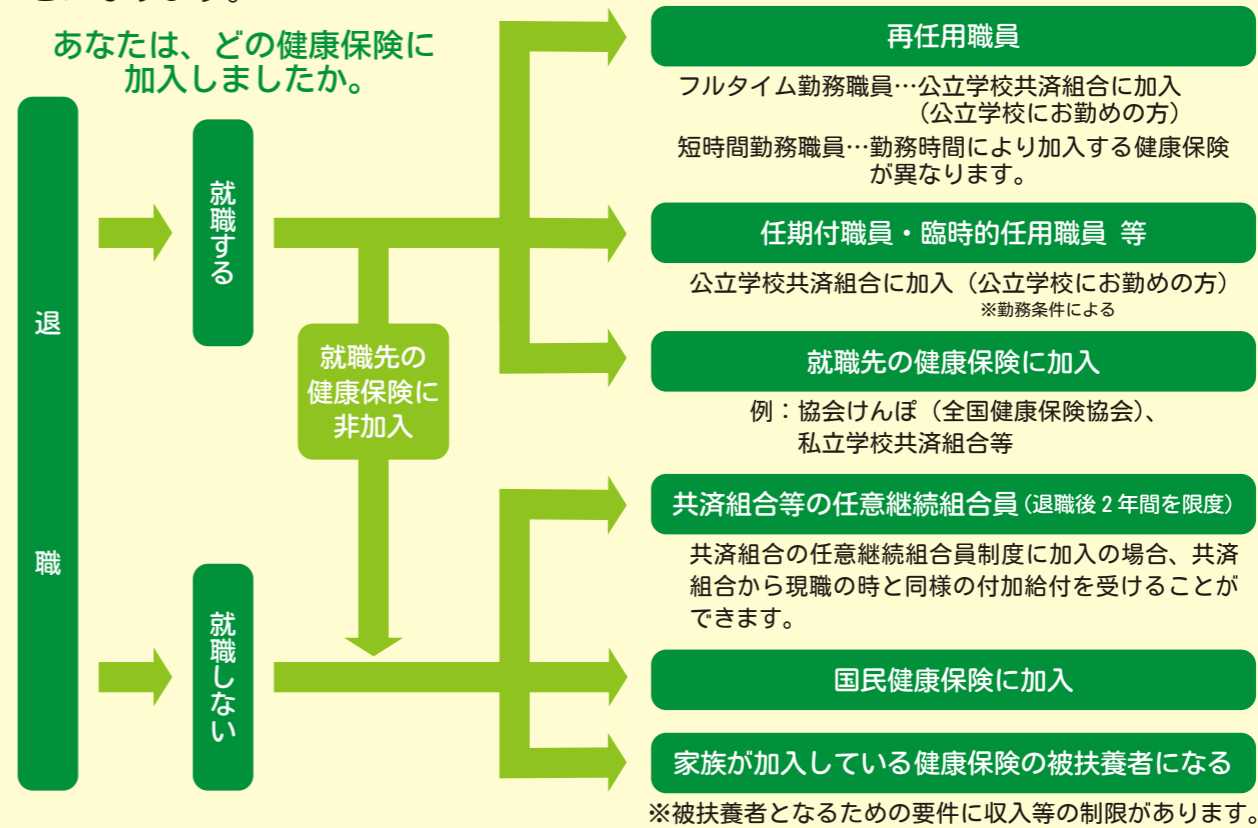
### 60歳代の約80%の方が 悩みや不安を抱えている!?

60歳代の約80%の方が、老後の生活設計やご自身の健康について日常生活で悩みや不安を感じています。退職互助部では、そんな不安を和らげるように退職後の生活をサポートします。



### 退職後の健康保険

退職互助部は健康保険ではありません。退職後はいずれかの健康保険に加入することになります。



# 給付事業



給付金は全て請求方式です。



## 療養費給付金

入院だけでなく、民間の医療保険でカバーするのが難しい通院・院外処方の薬代も対象！幅広い給付です。(健康保険適用の療養費が対象)

退職組合員が病気やけがをして診療を受けたとき、請求により健康保険適用の療養費の一部を退職互助部が給付します。給付請求の期限…事由発生の日から2年 事由発生日を診療月の末日とする。

### 算定方法

#### 69歳以下

- ・月ごと（月の初日～末日）、医療機関ごとに計算します。
- ・通院と院外処方の薬代を合算します。
- ・入院・通院（院外処方の薬代含む）ごとに分けます。

病院ごとの医療費(通院・院外処方の薬代)	— 5,000円	} × 0.6 →	<b>給付額</b> (100円未満切捨) <b>給付限度額</b> <b>2万円(1か月)</b>
病院ごとの医療費(入院)	— 5,000円		

◇国の高額療養費制度の自己負担額までとする。  
◇公的助成金等を除く。

#### 70歳以上

- ・同じ月（月の初日～末日）の医療費を全て合算します。

1か月分の全ての医療費	— 5,000円	× 0.6 →	<b>給付額</b> (100円未満切捨) <b>給付限度額</b> <b>2万円(1か月)</b>
-------------	----------	---------	-------------------------------------------------------------

◇国の高額療養費制度の自己負担額までとする。  
◇公的助成金等を除く。

※ 高額療養費、付加金、公的助成金(重度心身障害者医療費助成・精神医療助成等)を除いて給付します。

**高額療養費** 医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が、加入している健康保険から払い戻される制度。

**付加金** 共済組合や企業の健康保険などが設定した自己負担額を超えた場合、超えた金額（一部負担金払戻金や家族療養附加金）を支給する制度。

**公的助成金** 健康保険の自己負担額の一部を市町等が公的に助成する制度。

### 1か月の療養費給付金の計算例

A病院に通院	窓口支払額	10,600円	(健康保険適用)
B薬局(A病院の薬代)	窓口支払額	20,330円	
A病院 (10,600円 - 5,000円) × 0.6 → <b>15,500円</b>			
B薬局(A病院の薬代) 20,330円 給付額(100円未満切捨)			



重度心身障害者医療費助成金受給者証（身体障害者手帳1級・2級・3級※・保健福祉手帳1級の方等が対象）をお持ちの場合、給付制限の有無等により、退職互助部の療養費給付が発生しないことがありますので、退職互助部の加入については充分ご検討ください。  
※3級は市町により条件が異なります。

## 災害見舞金

退職組合員居住の住宅が水害、地震、火災等による被害を受けたときに給付します。

全焼、全壊又は流出したとき	30,000円
半焼又は半壊したとき	20,000円
床上浸水するとき	10,000円
所轄官公庁から罹災証明書等が発行されたとき	5,000円

※一家屋に複数の退職組合員が同居している場合は、それぞれ請求できます。

## 死亡弔慰金

退職組合員が死亡したとき、10,000円給付します。

## 退会金

70歳以下の退職組合員が死亡したとき又は県外転出時に退会を希望したとき退会金を給付します。

満65歳までに退会したとき	200,000円
満66歳以上満70歳までに退会したとき	100,000円
※満71歳以上で退会したとき	0円

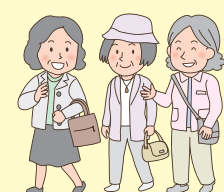
県外に引っ越しをされても、そのまま在会できます。  
(療養費等給付も受けることができます。)

## 退職互助部に加入して良かった！退職組合員の声を紹介します。

年を重ねる毎に、お医者様とは関係が強くなります。これをサポートしてくれるのが「療養費給付」です。私も持病がこれ以上悪化・進行しないよう、健康寿命を延ばしたいと1時間のウォーキングを継続しています。(女性)

ボランティア活動で近くの小学校の登下校指導をしています。子どもたちの生き生きした顔を見ることができ、とても楽しいです。活動中の事故に備えて、互助組合にボランティア活動の申請をしているので安心です。(男性)

支部の1日バス旅行に行ってきました。自分ではなかなか行けない美術館等、たくさんの所を訪れました。懐かしい先生方にも会え、とても楽しい1日を過ごせました。ありがとうございました。(女性)



事業内容は、令和6年度の内容であり、規程等の改正に伴い、変更となる場合があります。